

訪問型サービス(独自)サービスコード表【村田町】 令和7年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成	算定	
種類	項目			単位数	単位	
A 2	1111	訪問独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 週に1回程度の場合 1176単位 日割の場合 ÷ 30.4日	1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(1) 週に2回程度の場合 2349単位 日割の場合 ÷ 30.4日	2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(1) 週に2回を超える程度の場合 3727単位 日割の場合 ÷ 30.4日	3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 (2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間が20分以上45分未満の場合 179単位 (二) 所要時間45分以上の場合 220単位 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	287	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービス22		179		
A 2	2621	訪問型独自サービス23		220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 高齢者虐待防止未実施減算 日割の場合 ÷ 30.4日	12	-12	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1	-1	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		23	-23	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1	-1	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37	-37	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		1	-1	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型介護サービスである場合 34単位減算 (2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 (二) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-3	1回につき
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			-2	
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			-2	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 業務継続計画未策定減算 (1) 1週に1回程度の場合 12単位減算 日割の場合 1単位減算 (2) 1週に2回程度の場合 23単位減算 日割の場合 1単位減算 (3) 1週に2回を超える程度の場合 37単位減算 日割の場合 1単位減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 (2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 (二) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-12	1月につき	
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割		1	-1	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		23	-23	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割		1	-1	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		37	-37	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割		1	-1	
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		3	-3	
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2		2	-2	
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3		2	-2	
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		2	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	10%減算	1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		15%減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		12%減算		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	15%加算	1日につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		15%加算		
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		15%加算		
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算	1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		10%加算		
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		10%加算		
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		5%加算		
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算	1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		5%加算		
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算 (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算	100	1月につき	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の245/1000加算 (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の224/1000加算 (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の182/1000加算 (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の145/1000加算	1	1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		1		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		1		
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		1		

※  改定  新規